

鯖江・丹生消防組合火災予防条例施行規則(昭和48年規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。)および鯖江・丹生消防組合火災予防条例(昭和48年条例第4号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(立入検査の証票)

第2条 法第4条第2項(法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定による鯖江・丹生消防組合管理者(以下「管理者」という。)が定める証票は、様式第1号の消防公務之証とする。

(各種申請および届出等の手続)

第3条 法第8条第2項、第8条の2第4項、第8条の2の2第1項、第8条の2の3第2項、および第5項(これらの規定を法第36条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第8条の2の5第2項、第9条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)、第17条の3の2、第17条の3の3、第17条の14ならびに省令第3条第1項および第11項の規定による届出、報告または申請は、消防署長(以下「署長」という。)に行うものとする。

2 前項の法第8条の2第4項の規定による届出は、様式第2号に様式第2号の2を添付し、省令第3条第11項の通知書は、様式第3号にて行うものとする。

3 第1項の届出または報告(法第9条の3第2項および省令第3条第11項を除く。)に係る書類は、2部作成のうえ提出するものとする。

4 署長は、前3項の届出を受理したときは、その内容を審査し当該届出書の経過欄に届出済の印を押して返付するものとする。

(令5規則2・一部改正)

(火災に関する警報)

第4条 法第22条第3項の火災に関する警報は、次の気象状況となり、管理者が必要と認めた場合に発令するものとする。

(1) 実効湿度が65パーセント以下、最小湿度が30パーセント以下で、平均風速12メートル以上のときまたは12メートル以上となる見込みのとき。

(2) 平均風速が15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

2 前項第2号の規定は、降雨または降雪のときは、適用しない。ただし、台風通過時においてはこの限りでない。

(令8規則1・一部改正)

(林野火災に関する注意報)

第4条の2 条例第29条の8に規定する管理者が林野火災の予防上注意を要すると認める気象状況は、次の各号のいずれかに該当するときとする。ただし、当日に降水が見込まれるとき、または積雪があるときは、この限りでない。

(1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。

(2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発表されているとき。

2 条例第29条の8第3項に規定する管理者が指定する火の使用の制限の努力義務の対象となる区域は、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により都道府県知事がたてる地域森林計画および同法第7条の2の規定により森林管理局長がたてる森林計画の対象とする地域とする。

(令8規則1・追加)

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報)

第4条の3 条例第29条の9に規定する林野火災の予防を目的とした火災に関する警報は、前条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発表されているときに管理者が発することができるものとする。

2 条例第29条の9に規定する管理者が指定する火の使用の制限の対象となる区域は、前条第2項の区域とする。

(令8規則1・追加)

(たき火または喫煙の制限)

第5条 法第23条のたき火または喫煙の制限は、告示して行うものとする。

2 たき火または喫煙を制限された区域には、別表第1に定める制札を掲げるものとする。

(火災等の通報場所)

第6条 法第24条第1項(法第36条において準用する場合を含む。)の管理者が指定する場所は、消防本部、消防署、分署および分遣所とする。

(平21規則4・一部改正)

(措置命令等を発した場合における公示方法)

第7条 省令第1条の規定による管理者が定める方法は、鯖江・丹生消防組合公告式条例(昭和44年条例第1号)第2条第2項に規定する掲示板に掲示する方法とする。

(防火対象物の点検基準)

第8条 省令第4条の2の6第1項第9号に規定する管理者が定める基準は、管理者が別に定める。

2 法第8条の2の2第1項の規定による防火対象物の点検を行った場合は、別に定める点検に係る書類を提出しなければならない。

(防火に関する講習等)

第9条 令第3条第1項第1号イまたは第2号イに規定する消防長が行う防火管理に関する講習を受講しようとする者は、様式第4号の申請書により消防長に申請しなければならない。

2 省令第2条の3に定める甲種防火管理者再講習を受講しようとする者は、様式第4号の2の申請書により消防長に申請しなければならない。

3 第1項または前項の講習を修了した者には、消防長が様式第5号の修了証を交付するものとする。

4 修了証の交付を受けている者が、修了証を亡失し、焼失し、汚損し、または破損した場合は、様式第6号の申請書により消防長に修了証の再交付を申請することができる。

5 修了証を汚損し、または破損したことにより前項の規定による申請をする場合は、申請書に当該修了証を添えて提出しなければならない。

6 第3項の修了証を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した修了証を発見した場合これを速やかに消防長へ提出しなければならない。

(平21規則3・一部改正)

(標識および表示板)

第10条 条例第8条の3第1項および第3項、第11条第1項第5号および第3項、第11条の2第2項、第12条第2項および第3項、第13条第2項および第4項、第17条第3号、第23条第2項および第3項第2号、第31条の2第2項第1号、第33条第3項ならびに第34条第2項第1号に規定する標識板は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第31条の2第2項第1号、第33条第3項および第34条第2項第1号の規定により設ける掲示板には、危険物または指定可燃物の性状に応じ、それぞれ次の表に掲げる事項を記載するものとし、別表第3に定めるとおりとする。

危険物または指定可燃物の種類	防火上の記載事項
第1類の危険物のうちアルカリ金属の過氧化物もしくはこれを含有するものまたは禁水性物品(第3類の危険物のうち <u>危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。)</u> 第1条の5第5項の水との反応性試験において <u>同条第6項</u> に定める性状を示すもの(カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウムおよびアルキルリチウムを含む。)をいう。以下同じ。)	注水行為を厳に禁止する旨
第2類の危険物(引火性固体を除く。)	火気の使用に注意を要する旨
第2類の危険物のうち引火性固体、自然発火性物品(第3類の危険物のうち <u>危険物政令第1条の5第2項</u> の自然発火性試験において <u>同条第3項</u> に定める性状を示すものならびにアルキルアルミニウム、アルキルリチウムおよび黄りんをいう。以下同じ。) <u>第4類</u> の危険物、 <u>第5類</u> の危険物または指定可燃物のうち可燃性固体類等( <u>条例第33条第1項第1号</u> に規定する可燃性固体類等をいう。以下同じ。)	火気を厳に禁止する旨
指定可燃物(可燃性固体類等を除く。)	火気の使用に注意し整理整頓する旨

3 条例第38条の2に定める避難経路図には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 避難施設および避難器具の設置位置
- (2) 避難経路(避難経路図の掲出地点を明示したもの)
- (3) 宿泊者に対する火災の伝達方法
- (4) 避難上の留意事項

4 条例第39条第4号の規定により設け、または掲げる表示板および満員札の様式は、別表第4に定めるとおりとする。

(平26規則3・令5規則2・一部改正)

(劇場等における喫煙等禁止行為の解除承認)

第11条 条例第23条第1項の消防長が指定する場所において、業務上喫煙し、火気を使用し、または当該場所に次の各号に掲げる危険物品(常時携帯するもので軽易のものを除く。)を持ち込む場合の同項ただし書の規定による署長の承認を受けようとする者は、当該行為を行う日の3日前までに様式第7号の禁止行為の解除承認申請書を提出しなければならない。

- (1) 法別表第1に規定する危険物および条例別表第8に規定する可燃性固体類
- (2) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1号に掲げる可燃性ガス
- (3) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に掲げる火薬類および同条第2項に掲げるがん具煙火(安全装置)

第12条 条例第31条の2第2項第5号、第31条の4第2項第4号、第31条の5第2項および第31条の6第2項第4号の規定による安全装置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
- (2) 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
- (3) 警報装置で、安全弁を併用したもの  
(屋外のタンク周囲への流出防止)

第13条 条例第31条の4第2項第10号の規定による流出を防止するための有効な措置は、次のとおりとする。

- (1) タンクの周囲にコンクリート等で造られた流出どめが設けられていること。
- (2) 前号の流出どめは、タンクの側板から0.5メートル以上離れていること。
- (3) 流出どめの容量は、当該タンクの容量の100パーセント以上とし、2以上のタンクの周囲に設ける流出どめの容量は、当該タンクのうち容量が最大であるタンクの容量の100パーセント以上とすること。
- (4) 流出どめには、その内部の滞水を外部に排出するための水抜口を設けるとともに、これを開閉する弁等を流出どめの外部に設けること。  
(防火対象物の使用開始の届出)

第14条 条例第43条の規定による防火対象物の使用およびその使用内容の変更の届出は、様式第8号および様式第8号の2の届出書により行うものとする。

2 前項の規定による届出に添付する図面は次のとおりとする。

- (1) 配置図、平面図、立面図および仕上げ表
- (2) 消防用設備等の設置に係る図面および図書(省令第31条の3および第33条の18に基づき届け出された場合を除く。)
- (3) 条例第44条第9号から第13号までに掲げるものを除く電気設備の設計書、説明書、使用区域および送電関係図ならびに電路および負荷設備図  
(火を使用する設備等の設置の届出)

第15条 条例第44条の規定による火を使用する設備等の設置またはその変更届出は、同条第1号から第8号の2までに掲げる設備にあつては様式第9号、同条第9号から第14号までに掲げる設備にあつては様式第10号、同条第15号に掲げる設備にあつては様式第11号により届け出なければならない。

2 前項の届出には、様式第9号の届出書にあつては届出に係る設備の位置図、配置図、立面図、構造図および電気配線図(制御回路図を含む。)、仕様書ならびに当該設備の設置室の平面図、構造図および室内仕上げ表を、様式第10号の届出書にあつては届出に係る設備の概要表、配置図、立面図、結線および接続図ならびに仕様書を、様式第11号の届出書にあつては届出に係る設備の付近見取図、掲揚およびけい留状況図ならびに電飾結線図(電飾を付設するものに限る。)をそれぞれ添付しなければならない。

(令3規則1・一部改正)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第16条 条例第45条の規定による火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為等の届出は、同条第1号に掲げる行為にあつては火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為の届出書(様式第12号)、同条第2号に掲げる行為にあつては煙火打上げ・仕掛け届出書(様式第13号)、同条第3号に掲げる行為にあつては催物開催届出書(様式第14号)、同条第4号に掲げる行為にあつては水道断・減水届出書(様式第15号)、同条第5号に掲げる行為にあつては道路工事届出書(様式第16号)、同条第6号に掲げる行為にあつては露店等の開設届出書(様式第17号)により、あらかじめその旨を署長に届け出なければならない。

(平26規則3・令5規則2・一部改正)

(指定洞道等の届出の様式等)

第17条 条例第45条の2第1項(同条第2項において準用をする場合を含む。)の規定による指定洞道等の届出は、様式第18号の届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第45条の2第2項において準用する同条第1項の規定による届出にあつては、変更する事項以外の事項に係る図書の添付を省略することができる。

- (1) 指定洞道等の経路および出入口、換気口等の位置を記載した経路概略図
- (2) 指定洞道等の内部に敷設され、または設置されている通信ケーブル等、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備、排水設備、防水設備、金物設備その他の主要な物件の概要書
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する次に掲げる事項を記載した安全管理対策書
  - ア 通信ケーブル等の難燃措置に関すること。
  - イ 火気を使用する工事または作業を行う場合の火気管理および喫煙管理等出火防止に関すること。
  - ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供等に関すること。
  - エ 職員および作業員の防火上必要な教育訓練に関すること。
  - オ その他安全管理に関すること。

(平26規則3・一部改正)

(指定数量未満の危険物等の貯蔵および取扱いの届出)

第18条 [条例第46条第1項](#)の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵および取扱いの届出は、[様式第19号](#)の届出書により行わなければならない。

2 [条例第46条第2項](#)の規定による廃止届出は、[様式第19号の2](#)の届出書により行わなければならない。  
(平26規則3・一部改正)

(タンクの検査申請等)

第19条 [条例第47条](#)の規定により危険物または指定可燃物を貯蔵し、または取り扱うタンクの水張検査または水圧検査を受けようとする者は、[様式第20号](#)の申請書により申請しなければならない。

2 消防長は、[前項](#)の申請に係る検査が[条例第31条の4第2項第1号](#)、[第31条の5第2項第4号](#)、[第31条の6第2項第2号](#)または[第33条第3項](#)に定める技術上の基準に適合していると認めた場合は、[様式第21号](#)および[様式第21号の2](#)の検査済証を交付するものとする。

(平26規則3・一部改正)

(公表の対象となる防火対象物および違反の内容)

第20条 [条例第48条第3項](#)の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、[令別表第1](#)(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項および(16の3)項に掲げる防火対象物で、[法第17条第1項](#)の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、[法第4条第1項](#)に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 [条例第48条第3項](#)の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、[前項](#)の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(平31規則1・追加、令5規則2・旧第21条繰上)

(公表の手続)

第21条 [条例第48条第3項](#)の規則で定める公表の手続は、[前条第1項](#)の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、引き続き、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、鯖江・丹生消防組合ホームページへの掲載により行う。

2 [前項](#)に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) [前条第2項](#)に規定する違反が認められた防火対象物の名称および所在地
- (2) [前条第2項](#)に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)
- (3) その他消防長が必要と認める事項

(平31規則1・追加、令5規則2・旧第22条繰上)

(電子申請等における様式の適用)

第22条 この規則に定める様式により提出を要する場合であっても、電子申請等([情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律\(平成14年法律第151号\)第6条第1項](#)の規定により[同項](#)に規定する電子情報処理組織を使用して行う[同法第3条第8号](#)に規定する申請等をいう。[次項](#)において同じ。)により提出する場合は、当該様式と同等の内容が含まれていれば、当該様式によらずに提出することができる。

2 [前項](#)に規定する電子申請等により提出するときの申請および届出等の手続については、[第3条第3項](#)および[第4項](#)の規定は適用しない。

(令8規則6・追加)

(その他)

第23条 この規則の定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

(平31規則1・旧第21条繰下、令5規則2・旧第23条繰上、令8規則6・旧第22条繰下)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第3号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第4号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第3号)

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第1号)

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の鯖江・丹生消防組合火災予防条例施行規則、鯖江・丹生消防組合職員の退職管理に関する規則および鯖江・丹生消防組合補助金等交付規則の規定による様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和5年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年規則第4号)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則(令和8年規則第1号)

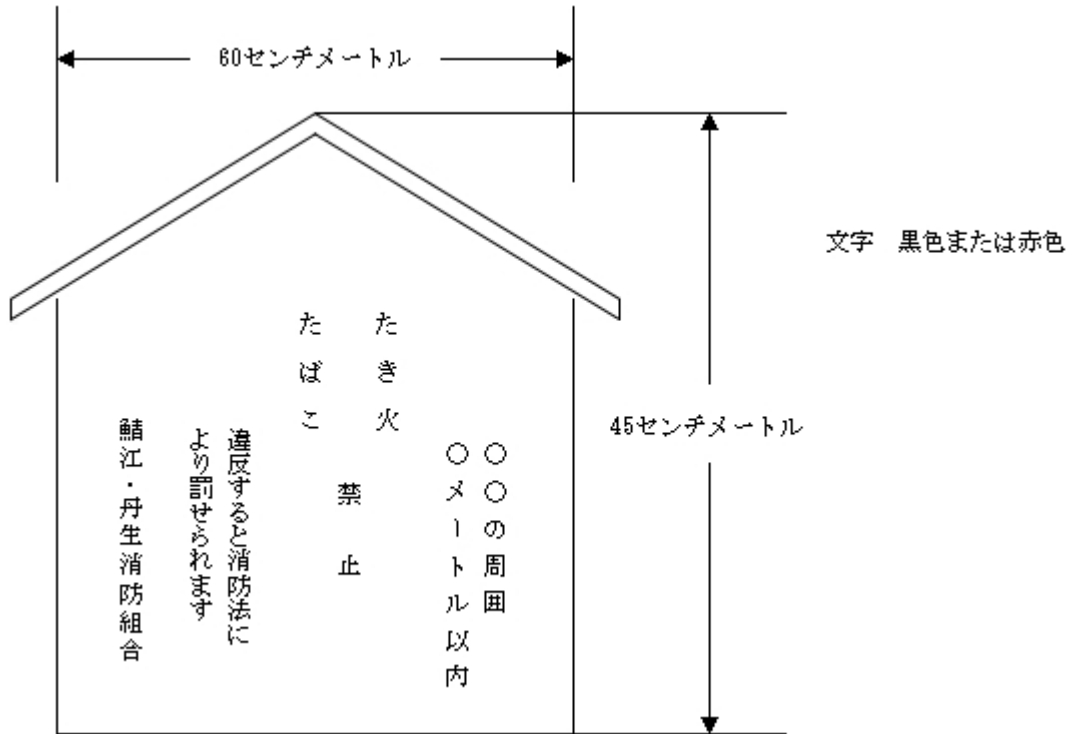
この規則は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年3月31日から施行する。

附 則(令和8年規則第6号)

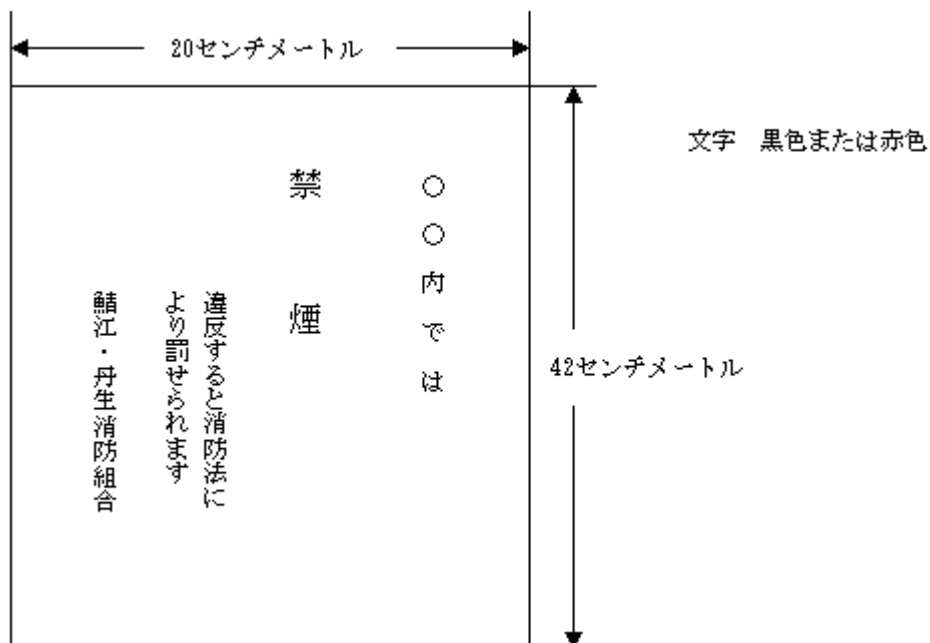
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合火災予防条例施行規則の規定は、令和8年2月16日から適用する。

別表第1(第5条関係)

(屋外用)



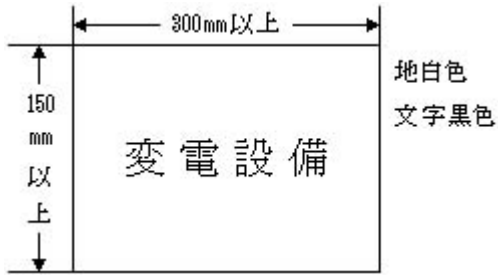
(屋内用)



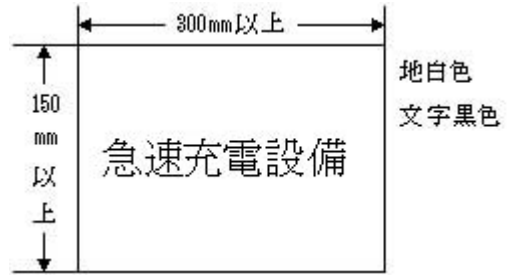
別表第2(第10条関係)

(平26規則3・全改)

変電設備の標識



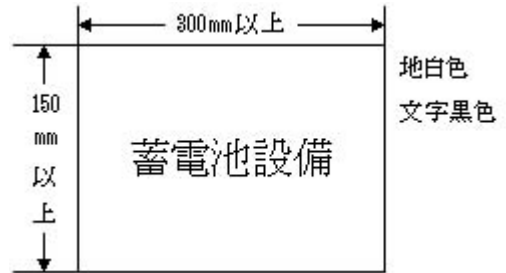
急速充電設備の標識



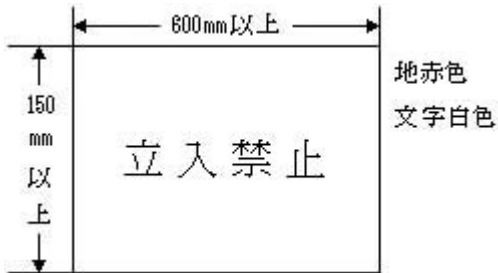
発電設備の標識



蓄電池設備の標識



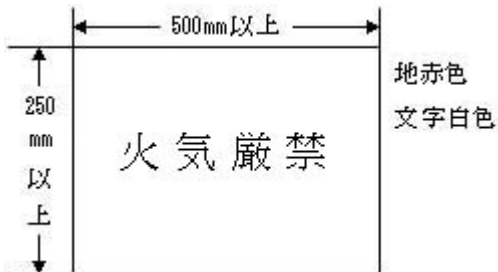
水素ガスを充てんする気球を掲揚またはけい留する場所等への立入禁止の標示の標識



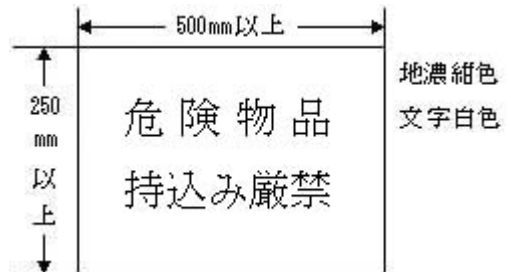
禁煙の標識



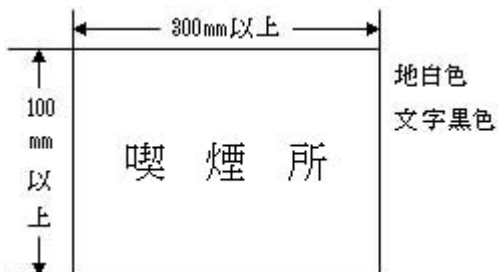
裸火使用禁止の標識



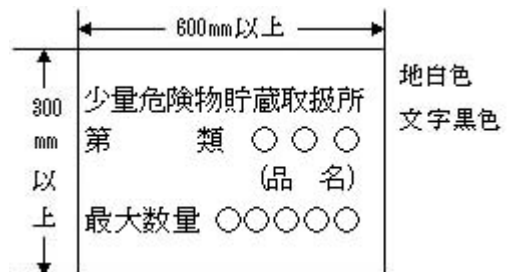
危険物品の持込み禁止の標識



喫煙所の標識

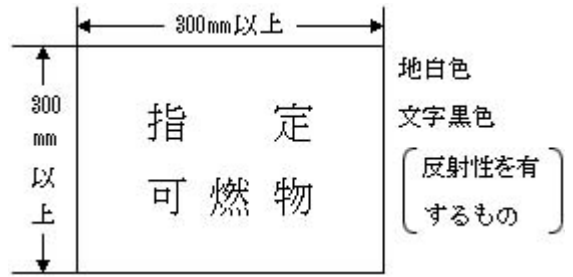
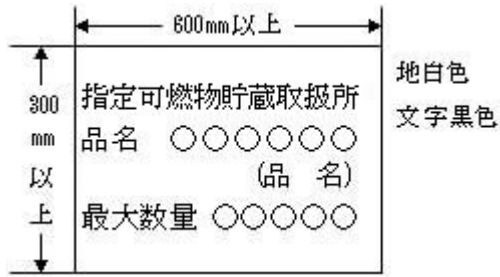


危険物を貯蔵し、または取り扱っている場所の標識



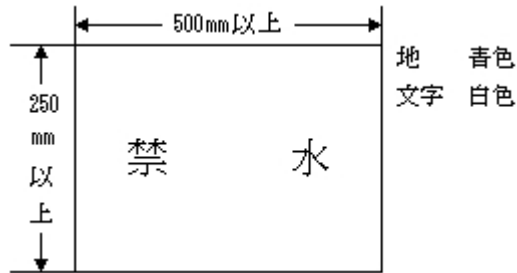
指定可燃物を貯蔵し、または取り扱っている場所の標識

指定可燃物を車両によって運搬する場合の標識

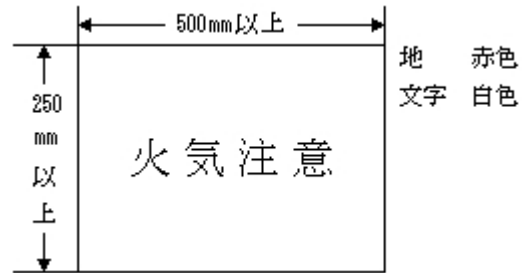


備考 文字は縦書き・横書きのいずれでもよい。  
別表第3(第10条関係)

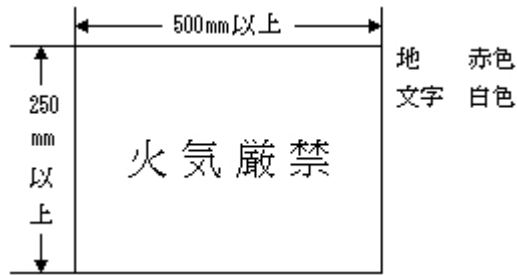
禁水の掲示板



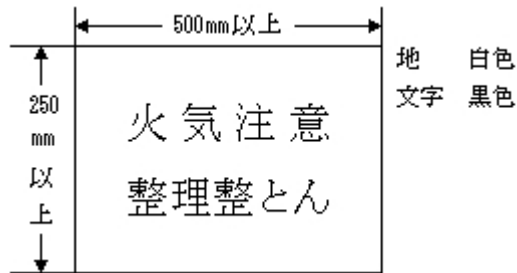
火気注意の掲示板



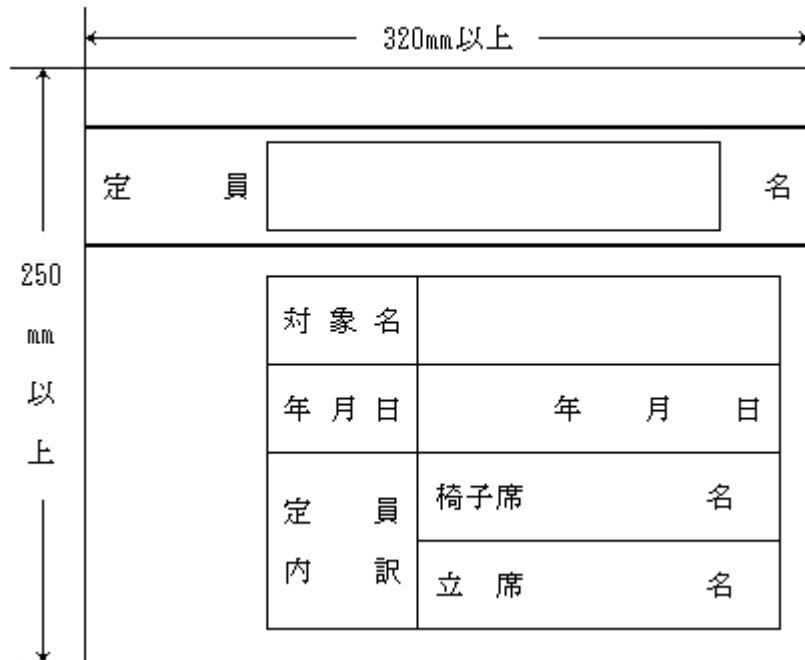
火気厳禁の掲示板



火気注意、整理整頓の掲示板



別表第4(第10条関係)  
(令3規則2・一部改正)  
定員の表示板



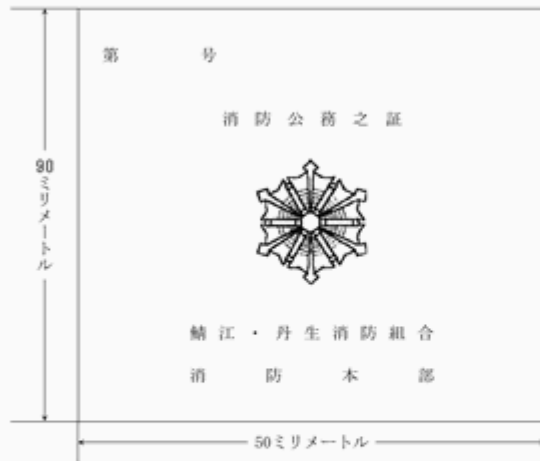
横太線および定員枠 金色 定員枠の地 白色  
 上部および下部の地 白色 「定員」および「名」の文字 青線で縁取りした白色  
 横太線内の地 赤色 対象名等文字および枠 青色  
 満員札



地 薄水色  
 文字 濃紺色

## 様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)



- 1 地色は緑色とする。
- 2 文字は黒色とする。
- 3 消防章は黒縁どり金箔色とする。

- 1 本証は、勤務中常に携帯すること。
- 2 本証は、職務の執行に際し必要があるときは、提示すること。
- 3 本証は、いかなる理由があつても他人に貸与または譲渡しないこと。
- 4 本証は、紛失または損傷しないよう常に注意すること。

## 様式第2号(第3条関係)

(令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第2号(第3条関係)

共同防火管理協議事項作成(変更)届出書

年 月 日	
鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿	
届出者(協議会代表者) 住 所 氏 名	
別添のとおり、共同防火管理協議事項(協議項目、全体の消防計画)を作成(変更)したので届け出ます。	
防火対象物の所在地	
防火対象物の名称	
協議会代表者の職氏名	職 氏 名
統括防火管理者の職氏名	職 氏 名
防火対象物の用途等 変更の場合は 主な変更事項	
その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 協議事項を変更したときは、速やかに届け出ること。
- 3 ( )内の項目で該当しないものは抹消すること。
- 4 ※印欄は記入しないこと。

様式第2号の2(第3条関係)

(令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第2号の2(第3条関係)

共同防火管理協議事項作成(変更)届出同意書

防火対象物の名称 防火対象物の所在 事業所名 代表者氏名			
上記事業所の代表者を下記の管理権原者が当該防火対象物の共同防火管理協議会代表者として共同で選任(解任)したので、協議事項作成(変更)届出者として届け出ること に同意します。			
年 月 日			
事業所名	管理権原者職氏名	防火担当責任者等 職 氏 名	備 考

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 この同意書は、鯖江・丹生消防組合火災予防条例施行規則様式第2号に添付して提出すること。

様式第3号(第3条関係)

(令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第3号(第3条関係)

年 月 日				
鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿				
管理権原者または 防火管理者 氏 名				
自 衛 消 防 訓 練 通 知 書				
事業所の所在				
事業所名称等		業 態	令別表第1 項目別	※
実施日時	年 月 日		自 時 分 至 時 分	
訓練種別	1 総合訓練 2 部分訓練(消火訓練 通報訓練 避難訓練)			
参加人員	名	担当者	(電話 )	
消防職員または 消防隊派遣の 要 否	消防職員	要 否		
	消防隊	要 否 要請車種別 台		
訓練概要				

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 訓練の種別および消防職員等の派遣の要否欄については、該当するものを○で囲むこと。
- 訓練概要欄に実施内容が記載しきれない場合には、別紙とすること。
- ※印欄は記入しないこと。

様式第4号(第9条関係)

(平21規則3・全改、令3規則1・令3規則2・一部改正)

防火管理講習受講申請書

年 月 日	
鯖江・丹生消防組合消防本部消防長 殿	
申請者 住 所 _____ 氏 名 _____	
鯖江・丹生消防組合が実施する防火管理講習の受講を申請します。	
区 分	<input type="checkbox"/> 甲種防火管理新規講習 <input type="checkbox"/> 乙種防火管理講習
※受講番号 鯖江一	
受 講 者 住 所	〒 —
	ふりがな _____
	受 講 者 氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日	
受講者に係る防火対象物(事業所)所在地 鯖江一	
受講者に係る防火対象物(事業所)名称	
(注) 1 区分欄の該当講習口にレ印を記入してください。 2 ※印欄は記入しないこと。  破線部分は切り取らないでください。	
※本 部 受 付 欄	

防火管理講習受講票			
鯖江・丹生消防組合			
※受講番号	鯖江一	区分	<input type="checkbox"/> 甲種新規 <input type="checkbox"/> 乙 種

※受 講 確 認			
第1日目		第2日目	
AM	PM	AM	PM

ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 生
受 講 日	年 月 日～ 日

**【注意事項】**

①講習当日、受講票と本人確認ができるもの(運転免許証等)を持参してください。

②受付は8時30分～9時までです。

③2日目講習時には必ず印章を持参してください。

④1科目5分以上の遅刻または途中で退席した場合は欠席とします。

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 ※印欄は記入しないこと。

様式第4号の2(第9条関係)

甲種防火管理再講習受講申請書

鯖江・丹生消防組合消防本部消防長 殿		年 月 日	
申請者			
住 所		_____	
氏 名		_____	
鯖江・丹生消防組合が実施する甲種防火管理再講習の受講を申請します。			
交付番号 年月日 交付機関	第 号 年 月 日 消防	※受講番号 鯖江一	
受講者 住 所	〒 ー	ふりがな	
		受講者 氏 名	
		生年月日	年 月 日
受講者に係る防火対象物(事業所) 所在地 〒 ー	受講者に係る防火対象物(事業所)名称		
(注) ※印欄は記入しないこと。		※本部受付欄	
破線部分は切り取らないでください。			

甲種防火管理再講習受講票

鯖江・丹生消防組合

ふりがな	_____	受 講 日	年 月 日
氏 名	_____		
生年月日	年 月 日生	※受講番号	鯖江一

【注意事項】

①講習当日、受講票と本人確認ができるもの(運転免許証等)および印章を持参してください。

②1科目5分以上の遅刻または途中で退席した場合は欠席とします。

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ※印欄は記入しないこと。

様式第5号(第9条関係)

(令5規則2・全改)

様式第5号(第9条関係)

第 号

修 了 証

氏 名

生年月日

あなたは消防法施行令第3条第1項第 号の規定による 防火管理者講習の課程を修了されました。  
よってこれを証します。

年 月 日

鯖江・丹生消防組合  
消防本部消防長 印

様式第6号(第9条関係)

(平21規則3・令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第6号(第9条関係)

防火管理者資格講習修了証再交付申請書

鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長 殿		年 月 日	
		申請者 住 所 氏 名	
本 籍	都 道 府 県		
氏 名	(電話 年 月 日生( 歳) )		
職 業			
修了証交付年月 日および番号	年 月 日 第 号		
理由およびその 他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	
		事務担当者氏名	

備考

- 1 この用紙は、日本産業規格M4とする。
- 2 理由欄には、亡失等の理由を詳細に記入すること。
- 3 修了証を汚損または破損した場合の申請には当該修了証を添付すること。
- 4 ※印欄は記入しないこと。

様式第7号(第11条関係)

(令3規則2・一部改正)

様式第7号(第11条関係)

禁止行為の解除承認申請書

年 月 日			
鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿		申請者 住 所 氏 名	
火災予防条例第23条の規定による禁止行為について解除の承認を受けたいので下記により申請します。			
防火対象物 また は 場 所	所 在 地	(電話 )	
	名 称	用 途	
	関係者住所		
	氏 名		
指 定 場 所	階	階 の 用 途	
	名 称	場 所 の 用 途	
	構 造	内 部 仕 上	
解 除 を 受 け よ う と す る 行 為	種 類	喫煙・裸火使用・危険物品持込み	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	理 由		
	内 容		
行 為 者	住 所		
	職 業		
	氏 名	(年齢 歳)	
火災予防上講じた措置			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 指定場所の詳細図および当該場所付近の概要図を添付すること。
- 2 行為者が2人以上の場合は、その所属、氏名、年齢を記載した書類を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第8号(第14条関係)

(令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第8号(第14条関係)

(表)

防火対象物使用開始届出書

鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿					年 月 日					
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名										
所 在 地		(電話 )								
名 称					主要用途					
建 築 確 認 年 月 日					建 築 確 認 番 号		第 号			
※消防署同意年月日					※消防署同意番号					
工 事 着 手 年 月 日		工 事 完 了 (予 定) 年 月 日			使用開始(予定) 年 月 日					
他の法令による許認可										
敷地面積		m <sup>2</sup>		建築面積		m <sup>2</sup>		延面積		m <sup>2</sup>
従業員数					公開時間または従業時間					
消防用設備等の概要										
その他の必要な事項										
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄					

(裏)

防火対象物棟別概要(第号)	用途		構造						
	種類	床面積 ㎡	用途	消防用設備等の概要					特殊消防等の概要
				消設	火備	警設	報備	避難設	
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	計								

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「様式第8号の2防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名および主たる事業所の所在地を記入すること。
- 4 建築面積および延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 5 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプおよび消防用水以外の消防用設備等の消防用設備等の概要を記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 防火対象物の配置図、各階平面図および消防用設備等の設計図書(消火器具、避難器具等の配置図を含む。)を添付すること。

様式第8号の2

防火対象物棟別概要追加書類

(A4)

防火対象物棟別概要(第号)	用途		構造					特殊消防等の概要	
	種類	床面積 m <sup>2</sup>	用途	消防用設備等の概要					
				消設	火備	警設	報備		避設
階別									
階									
階									
階									
階									
階									
階									
計									

防火対象物棟別概要(第号)	用途		構造					特殊消防等の概要	
	種類	床面積 m <sup>2</sup>	用途	消防用設備等の概要					
				消設	火備	警設	報備		避設
階別									
階									
階									
階									
階									
階									
階									
計									

様式第9号(第15条関係)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー  
 給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備  
 一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機  
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日				
鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿				
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名				
防火 対象 物	所在地	(電話 )		
	名 称		主 要 用 途	
設置 場所	用 途	床面積	㎡	消防設備等 または特殊 消防用設備 等
	構 造	階 層		
届出 設備	設 備 の 種 類			
	着 工 ( 予 定 ) 年 月 日		竣 工 ( 予 定 ) 年 月 日	
	設 備 の 概 要			
	使用 する 燃 料 ・ 熱 源 ・ 加 工 液	種 類		使 用 量
	安 全 装 置			
取扱責任者の職・氏名				
工 事 施 工 者	住 所	電 話		
	氏 名			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第10号(第15条関係)

(令3規則1・令3規則2・令5規則4・一部改正)

様式第10号(第15条関係)

急速充電設備  
燃料電池発電設備  
発電設備 設置届出書  
変電設備  
蓄電池設備

鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿		年 月 日	
		届出者 住 所 (電話 ) 氏 名 ⑩	
防火 対象 物	所在地	(電話 )	
	名 称	用途	
設置 場所	構 造	場 所	床 面 積
		屋内( 階)、屋外	m <sup>2</sup>
	消防設備等または 特殊消防用設備等	不燃区画 有・無	換気設備 有・無
届 出 設 備	電 圧	v	全出力または蓄電池 容量 kW kWh
	着工(予定)年月日		竣工(予定) 年 月 日
	設備の概要	種 別	キュービクル式(屋内・屋外)・その他
主任技術者氏名			
工事施工者	住 所	(電話 )	
	氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 全出力または蓄電池容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備または変電設備にあっては全出力を蓄電池設備にあっては、蓄電池容量(定格容量)を記入すること。
- 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第11号(第15条関係)

(令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第11号(第15条関係)

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

				年 月 日	
鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿		届出者 住 所 (電話 ) 氏 名			
設置請負者	住 所	(電話 )			
	氏 名				
看 視 人	氏 名	他 名			
設 置 期 間	掲 揚	年 月 日から 年 月 日まで			
	けい留	年 月 日から 年 月 日まで			
設 置 目 的					
設置場所	地名地番				
	地上または 屋上の別	用途	立入禁止 の方法		
充てんまたは作業の 方法		日 時	場 所		
		方 法	ガス置場		
構	気 球 型	直 径	材 質		
		体 積	厚 さ		
造	掲 揚 綱	材 質	太 さ		
	電 飾	電 球 の 電 格 電 圧	灯 数	配 方 線 式	直列 並列
		電線の種類	断 面 積		
総 重 量		そ の 他 必要事項			
支持方法	掲 揚				
	けい留				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 設置場所付近の見取図、掲揚およびけい留状況図、電飾の配線図(電飾を付設するものに限る。)を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第12号(第16条関係)

(令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第12号(第16条関係)

火災とまぎらわしい煙または火炎  
を発するおそれのある行為の 届出書

鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿		年 月 日
		届出者 住 所 (電話 ) 氏 名
日	時	
場	所	
燃 焼 物 品 名 お よ び 数 量		
目	的	
責 任 者	住 所	(電話 )
	氏 名	
その他必要な事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火設備概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第13号(第16条関係)

(令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第13号(第16条関係)

煙火 打 上 げ 届 出 書  
仕 掛 け

鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿		年 月 日
		届出者 住 所 (電話 ) 氏 名
打 上 げ 仕 掛 け	予 定 日 時	
打 上 げ 仕 掛 け	場 所	
周 圍 の 状 況		
煙火の種類および 数 量		
目 的		
打上げ、仕掛けに直 接従事する責任者の 氏 名		
その他必要な事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 打上げ、仕掛け場所およびその周囲の略図を添付すること。
- 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第14号(第16条関係)

(令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第14号(第16条関係)

催物開催届出書

鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿		年 月 日	
		届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
防 対 象 物	所 在 地	(電話 )	
	名 称	本来の目的	
使 用 箇 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造
		m <sup>2</sup>	
	消防用設備等または特殊 消防設備等の概要		
使 用 目 的			
使 用 期 間		開 催 時 間	
収 容 人 員		避難誘導および消火活動 に従事できる人員	名
防 火 管 理 者 氏 名			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物所の略図を添付すること。

様式第15号(第16条関係)

(令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第15号(第16条関係)

水道断水届出書

鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿		年 月 日
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名		
日 時	から	まで
区 域		
工 事 場 所		
理 由		
現場責任者氏名		
その他必要な事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人または組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 断・減水区域の略図に工事場所を注記したものを添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第16号(第16条関係)

(令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第16号(第16条関係)

道 路 工 事 届 出 書

鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿		年 月 日	
		届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
工 事 予 定 日 時	から まで		
路 線 お よ び 箇 所			
工 事 内 容	種 別	全 面 片 側	諸車通行禁止
現 場 責 任 者 氏 名			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 工事関係者が法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 工事施行区域の略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

様式第17号(第16条関係)

(平26規則3・追加、令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第17号(第16条関係)

露店等の開設届出書

年 月 日			
鱈江・丹生消防組合			
消防署長 殿			
届出者			
住 所			
(電話 )			
氏 名			
開設期間	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の 設置本数	
現場責任者氏名	(電話 )		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人または組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所および消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第18号(第17条関係)

(平26規則3・旧様式第17号繰下、令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第18号(第17条関係)

指定洞道等届出書(新規・変更)

鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿		年 月 日
		届出者 住 所 (電話 ) 氏 名
設置者	法人の名称	
	代表者氏名	
指定洞道の名称		
設置場所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
その他必要な事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 経路概略図、主要な物件の概要書および安全管理対策書を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第19号(第18条関係)

(平26規則3・旧様式第18号繰下、令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第19号(第18条関係)

少量危険物 貯 蔵 届出書  
指定可燃物 取扱い

年 月 日			
鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿		届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
貯 蔵 または 取 扱 い の 場 所	所 在 地		
	名 称		
類、品名および 最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量
			1日最大 取扱数量
貯蔵または取扱 方法の概要			
貯蔵または取扱 場所の位置構造 および設備の 概 要			
消防用設備等 または特殊消防 用設備等の概要			
貯蔵または取扱 いの開始予定期 日または週間			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第19号の2(第18条関係)

(平26規則3・旧様式第18号の2繰下、令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第19号の2(第18条関係)

少量危険物 貯 蔵 廃止届出書  
 指定可燃物 取扱い

年 月 日				
鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿		届出者 住 所 (電話 ) 氏 名		
貯 蔵 また は 取 扱 い の 場 所	住 所			
	名 称			
類、品名および 最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	1日最大 取扱数量
貯蔵または取扱 方法の概要				
消防用設備等ま たは特殊消防用 設備等の概要				
廃 止 年 月 日	年 月 日			
廃 止 の 理 由				
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第20号(第19条関係)

(平26規則3・旧様式第19号繰下、令3規則1・令3規則2・一部改正)

様式第20号(第19条関係)

タンク検査申請書

鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿		年 月 日	
		届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
水張、水圧検査の別			
タンクの最大常用圧		KPa	
タンクの構造	形 状	容 量	l
	寸 法	mm	
	材質記号 および板厚		
製 造 者、住 所、名 称、氏名			
構 造 年 月 日		年 月 日	
検 査 希 望 年 月 日 等		年 月 日 午前 時 分から 午後	
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄
		検査年月日 年 月 日 検査番号 第 号	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 設計書および仕様書を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第21号(第19条関係)

(平26規則3・旧様式第20号繰下、令3規則1・一部改正)



様式第21号の2(第19条関係)

タンク検査済証	
検査圧力	KPa
検査番号	
検査年月日	年 月 日
鯖江・丹生消防組合	

70mm

50mm

備考 この検査済証は、金属板とすること。